

青森県が管理する河川における雑木の伐採及び利用に係る取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、河川法に基づき青森県が管理する一級河川及び二級河川(以下「県管理河川」という。)に繁茂する樹木のうち、流水の正常な流れを阻害する、又は洪水等によって倒れた場合に堤防等の河川管理施設その他工作物に損傷を与えるおそれがあるもの等(以下「支障木等」という。)について、河川管理者以外の者が自ら伐採し、及び利用する場合の取扱いを定めるものである。

(申込み)

第2 県管理河川の支障木等の伐採及び利用(以下「雑木伐採等」という。)を希望する者(以下「申込者」という。)は、対象箇所を管轄する地域県民局地域整備部長(以下「部長」という。)に雑木伐採・利用申込書(様式1)を提出するものとする。
2 雑木伐採等の申込みは、県内に住所を有する住民(団体、企業等を含む。)が行うことができるものとする。

(審査・認定)

第3 部長は、雑木伐採・利用申込書(様式1)を受理したときは、現地の確認及び申込者からの聞き取り等必要な調査を行った上で、雑木伐採等の認定を行うものとする。
2 部長は、前項により雑木伐採等の申込者を認定したときは、雑木伐採・利用認定書(様式2)により申込者に通知するものとする。
3 審査に当たっての留意事項及び申込者に対し周知を図る事項は、次のとおりとする。
(1) 県管理河川の雑木伐採の促進と有効利用を目的とし、申込者の自家消費に供するもので、転売等の営利行為を行わないこと。
(2) 伐採及び利用を行う場所、期間等は認定内容のとおりとすること。
(3) 伐採及び利用において不要なものについては、申込者の責任で適正に処理するものとし、伐採後の枝葉等を放置し、下流に流し、及び不法に投棄しないこと。
(4) 雑木の伐採に当たって、土地の掘削等土地の形状を変更する行為については、別途許可等が必要な場合があること。
(5) 雑木の伐採に当たって、チェーンソー等を使用する場合は、事故等に十分注意すること。
(6) 作業に起因するあらゆる損害については、自己責任とすること。

(経費の負担)

第4 伐採等に係る経費は、申込者の負担とする。

(伐採後の報告)

第5 申込者は、作業完了後の状況について、雑木伐採作業完了報告書(様式3)により、地域県民局地域整備部長に提出するものとする。

(その他)

第6 この要領に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県土整備部河川砂防課と地域県民局地域整備部河川砂防施設課で協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。